

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月30日
【届出者の氏名又は名称】	牧寛之
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区広尾 3 丁目 9 番16号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂 5 丁目 2 番20号赤坂パークビル 狛グローバル法律事務所
【電話番号】	03 - 6550 - 8833
【事務連絡者氏名】	弁護士 山中 真人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、牧寛之をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、B A S E 株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 8) 公開買付者が関東財務局長に提出した令和 7 年 5 月 7 日付公開買付届出書(同年 5 月22日付け公開買付届出書の訂正届出書による訂正を含みます。)及び本書に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月7日付で提出した公開買付届出書(2025年5月22日付け公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、(1) 対象者の同年4月14日付け「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」では、本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非について対象者の株主の意思を確認するため、基準日を同年4月30日として、基準日から3か月以内に株主意思確認総会を開催する可能性があるとして、本書提出日である同年7月30日は、基準日から3か月が経過した日であり、少なくとも同年4月30日を基準日とする本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非を確認する株主意思確認総会が開催されないことが事実となり本書提出日時点では本対応方針に基づく対抗措置の発動による対象者株式の株価の希釈化が回避されたこと、及び本書提出日現在の応募株券等の総数は買付予定数の上限(17,600,000株)を大きく下回っており、対象者の株主による本公開買付けへの応募を促進するためには公開買付価格を引き上げることが有用であると考えられることを踏まえ、公開買付者は、同年7月30日付けで公開買付価格の変更を決定したこと、並びに(2)同届出書中のSTM所有株式数の記載の一部につき誤記が判明したことに伴い、記載事項及び添付書類である同年5月7日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項(公開買付期間を、同年5月22日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である同年7月30日から、本書提出日である同年7月30日から起算して10営業日を経過した日に当たる同年8月14日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断したこと

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断したこと

(訂正前)

4月21日に、対象者の鶴岡社長は、公開買付者に対して、公開買付者代理人と先崎氏がEメールでやり取りするよりも、対象者の鶴岡社長と公開買付者が直接に話した方が話が早いのではないかと提案をしました。その後、対象者の鶴岡社長と公開買付者とが電話で話し、公開買付者から、3月19日対象者リリースにより、公開買付者やベースフード社の意思決定に対する誹謗中傷がなされているのではないかと懸念や4月14日対象者リリースにより虚偽の事実が開示されているとの懸念を対象者の鶴岡社長に伝えました。

対象者は、4月23日に、誹謗中傷の意図はない旨、4月14日対象者リリースには事実誤認がない旨をEメールで公開買付者に対して返答しました。

これに対して、公開買付者は、4月24日、対象者の鶴岡社長に対して、対象者は、適時開示制度の悪用により、公開買付者の投資活動を妨害していると考えている旨を伝えました。

公開買付者は、()公開買付者と対象者の認識の差が大きいこと、()本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の3点についての対象者取締役会の見解の提示がないこと、()法は公開買付けにおいて、対象者の意見表明の機会及び公開買付者への質問の機会を保障していること、を踏まえて、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断しました。

公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、2025年5月22日に、公開買付期間を2025年7月30日まで延長し、合計60営業日とすることを決定しました。

(訂正後)

4月21日(以下、月日のみを記載した場合は、2025年のものを指します。)に、対象者の鶴岡社長は、公開買付者に対して、公開買付者代理人と先崎氏がEメールでやり取りするよりも、対象者の鶴岡社長と公開買付者が直接に話した方が話が早いのではないかと提案をしました。その後、対象者の鶴岡社長と公開買付者とが電話で話し、公開買付者から、3月19日対象者リリースにより、公開買付者やベースフード社の意思決定に対する誹謗中傷がなされているのではないかと懸念や4月14日対象者リリースにより虚偽の事実が開示されているとの懸念を対象者の鶴岡社長に伝えました。

対象者は、4月23日に、誹謗中傷の意図はない旨、4月14日対象者リリースには事実誤認がない旨をEメールで公開買付者に対して返答しました。

これに対して、公開買付者は、4月24日、対象者の鶴岡社長に対して、対象者は、適時開示制度の悪用により、公開買付者の投資活動を妨害していると考えている旨を伝えました。

公開買付者は、()公開買付者と対象者の認識の差が大きいこと、()本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の3点についての対象者取締役会の見解の提示がないこと、()法は公開買付けにおいて、対象者の意見表明の機会及び公開買付者への質問の機会を保障していること、を踏まえて、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断しました。

公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、2025年5月22日に、公開買付期間を2025年7月30日まで延長し、合計60営業日とすることを決定しました。

6月10日に、対象者から公開買付者に対して、公開買付届出書に記載された方針に加えて対象者の懸念が一定程度解消される内容の約束がなされるのであれば、対象者は、本対応方針を廃止し、本公開買付けへの反対を撤回することを約束することを考えている旨の連絡(対象者が「公開買付届出書に記載された方針」としてどの方針を指していたか及び対象者が意図していた約束の内容は、公開買付者には伝えられておりません。)がなされ、そのための協議の場を持つことの提案がなされました。しかし、公開買付者の代理人は、6月13日に、次の5つの理由を示して、協議の場を持つことはできない旨を回答しました。

- () 6月の中旬に、公開買付者は、市場関係者から「対象者が本対応方針の廃止を検討しているので、公開買付価格はいずれ上がるだろう」という話を対象者のフィナンシャル・アドバイザーから聞いたが、公開買付者はどのような意向かという旨の質問を受けたところ、公開買付者が何ら追加の約束をしていない段階で、対象者が本対応方針の廃止を検討している旨及び公開買付価格が上がる旨の情報が市場関係者に伝達されていることに照らし、公開買付者としては、対象者又はフィナンシャル・アドバイザーの情報管理体制に不信感を持たざるをえないものであり、かかる状況では、公開買付者としては、協議の場を持つこと自体に危険を感じざるを得ないこと。
- () 既に、一般株主から応募がある中で、公開買付者としては、公開買付届出書に書かれている事項以外の約束を追加で行うことはできないこと。公開買付届出書の記載(本公開買付けの買付条件、 公開買付届出書に記載した買増しの意図、及び 本公開買付け後の経営方針)は、対象者の企業価値及び株主共同の利益を十分に考慮して明記されたものと公開買付者は考えており、買付価格を増額する条件も、公開買付届出書にて公表されていること。そもそも、提案されたような協議は、対象者の意見表明より前に行われるべきものであったと公開買付者は考えること。
- () 対象者が5月15日付けで関東財務局長に提出した意見表明報告書(以下「本意見表明報告書」といいます。)では、既に貴社株主に対して「本公開買付けに応募されないようお願い申し上げますとともに、既に本公開買付けに応募された株主の皆様におかれましては、速やかに本公開買付けに係る契約の解除を行っていただきますよう、お願い申し上げます。」との意見が表明されているところ、これに依拠して、応募せずに市場売却をした株主や、応募した後に契約の解除をした株主がいる可能性があることを踏まえると、本公開買付けのスキームが変わるなどの大きな変更があったわけでもないのに、対象者が態度を一転して本公開買付けに賛同するとすれば、そのような株主からの訴訟リスクも生じうるところであり、公開買付者としては、そのようなリスクに巻き込まれる事態を回避したいと考えること。
- () 本意見表明報告書及び対象者が5月15日付けで公表した「牧寛之氏による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)及び現時点においては本対応方針に基づく対抗措置を発動しないことのお知らせ」では「公開買付者は、当社の代表取締役が鶴岡である限り、当社に重要提案行為等を行わず、当社の経営方針及び業務執行を鶴岡に一任する方針であり、当社の経営を支配する意図も当社役員に就任する意向も有していないと説明していますので、万一鶴岡個人に保身を図る意図があるのであれば、鶴岡としては公開買付者が当社株式を買い増す方がむしろ好都合と判断するはずです。」と明記されているところ、対象者が提案した協議を行うことは、公開買付者としては、対象者の鶴岡社長の保身に手を貸す行為と捉えられる可能性があると考えるところ。
- () 4月21日に、公開買付者から、3月19日対象者リリースにより、公開買付者やベースフード社の意思決定に対する誹謗中傷がなされているのではないかと懸念や4月14日対象者リリースにより虚偽の事実が開示されているとの懸念を対象者の鶴岡社長に伝えているところ、この点の問題の解消がなされていないと公開買付者は考えていること。

6月13日の公開買付者の代理人から返答に対して、対象者の代理人は、対象者に伝えるとのみ返信し、その後、公開買付者と対象者との間では何らやり取りは行われておりません。

本書提出日現在において、対象者の取締役会は、本対応方針に基づく対応方針を発動しておりませんが、本対応方針を撤回・廃止しておりません。

7月7日に、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループに対して、外資系プライベートエクイティファンド日本法人より、対象者につき、ある会社との合併を前提とした非公開化及び再上場の提案(なお、公開買付けや5%以上の買集めの提案は含まれておりません。)をした
いとの連絡がありました。公開買付者自身の案件ではないものの、対象者の企業価値向上につながる事案である可
能性もあることから、同日に、公開買付者は、対象者の鶴岡社長に対し、かかる提案があったことを伝えました。
対象者の鶴岡社長から公開買付者に対しては、確認する旨の返信がありましたが、その後の動きは特にありませ
ん。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月7日(水曜日)から2025年7月30日(水曜日)まで(60営業日)
公告日	2025年5月7日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月7日(水曜日)から2025年8月14日(木曜日)まで(70営業日)
公告日	2025年5月7日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき、金400円 但し、(1) 本対応方針が撤回若しくは廃止された場合、又は(2) 本対応方針に基づく対抗措置の発動(その実施が株主の意思確認を条件とする場合を含みます。)が対象者の取締役会により決議された後、同対抗措置としての差別的な条件を付した新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の裁判所の命令が確定した場合には、金400円から増額する可能性があります。
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(1) 2025年 5 月 1 日現在、上場会社である株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの運営する「みん株」では、対象者株式の予想株価を380円としており(注 1)、上場会社である株式会社アイフィスジャパンの運営する「IFIS株予報」でも、対象者株式の予想株価を380円とし、理論株価を394円としており(注 2)、及びFusion Media Limited.の運営するInvesting.comでも、対象者株式の予想株価を380円としています(注 3)。三者とも、本対応方針の存在を考慮した上で、予想株価や理論株価が算定されていると考えられます。 三者に共通して380円という予想株価が算定されていることから、380円に5.26%のプレミアムを乗せた400円を公開買付価格としました。 (2) (中略) 同年 4 月 8 日を中心に、4 月 7 日の終値は322円であり、4 月 8 日の終値は356円であり、4 月 9 日の終値は343円であり、その平均値は、340.3円です。この平均値と比較すると、400円という公開買付価格は、17.54%のプレミアムが付された価格となります。 (3) 公開買付価格である400円は、4 月 8 日の終値を基準として同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値459円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対するディスカウント率は12.85%となりますが、同日までの過去 3 か月間の終値単純平均値390円に対するプレミアム率は2.56%であり、同日までの過去 6 か月間の終値単純平均値338円に対するプレミアム率は18.34%です。 (4) 400円は、2025年 5 月 2 日の対象者株式の終値である454円に対して11.89%のディスカウントとなります。 また、本公開買付けの公表日である同年 5 月 2 日の前営業日であり、かつ本書届出日の前々営業日である2025年 5 月 1 日の対象者株式の終値454円に対するディスカウント率は11.89%であり、同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値405円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対するディスカウント率は1.23%であり、同日までの過去 3 か月間の終値単純平均値417円に対するディスカウント率は4.08%であり、同日までの過去 6 か月間の終値単純平均値363円に対するプレミアム率は10.19%です。 (後略)

(注1) みんな株 https://minkabu.jp/stock/4477/analyst_consensus
(注2) IFIS株予報 <https://kabuyoho.jp/reportTarget?bcode=4477>
(注3) Investing.com <https://jp.investing.com/equities/base-inc-consensus-estimates>

算定の経緯	上記「算定の基礎」と同じです。
-------	-----------------

(訂正後)

株券	普通株式1株につき、金407円 但し、(1) 本対応方針が撤回若しくは廃止された場合、又は(2) 本対応方針に基づく対抗措置の発動(その実施が株主の意思確認を条件とする場合を含みます。)が対象者の取締役会により決議された後、同対抗措置としての差別的な条件を付した新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の裁判所の命令が確定した場合には、金407円から増額する可能性があります。
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(1) 2025年5月1日現在、上場会社である株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの運営する「みんな株」では、対象者株式の予想株価を380円としており(注1)、上場会社である株式会社アイフィスジャパンの運営する「IFIS株予報」でも、対象者株式の予想株価を380円とし、理論株価を394円としており(注2)、及びFusion Media Limited.の運営するInvesting.comでも、対象者株式の予想株価を380円としています(注3)。三者とも、本対応方針の存在を考慮した上で、予想株価や理論株価が算定されていると考えられます。 三者に共通して380円という予想株価が算定されていることから、本買付条件変更(下記(2-2)の定義に従います。以下同様とします。)前は、380円に5.26%のプレミアムを乗せた400円を公開買付価格としました。 (2) (中略) 同年4月8日を中心に、4月7日の終値は322円であり、4月8日の終値は356円であり、4月9日の終値は343円であり、その平均値は、340.3円です。この平均値と比較すると、400円という本買付条件変更前の公開買付価格は、17.54%のプレミアムが付された価格となります。 (2-2) 対象者は、同年4月14日に、4月14日基準日リリース(「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をいいます。以下も同様とします。)を東京証券取引所及び対象者ホームページで公表しました。4月14日基準日リリースでは、本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非について対象者の株主の意思を確認するため、株主意思確認総会を開催する予定があること、及び同総会に係る基準日は同年4月30日であり、4月30日から3か月以内に開催する可能性のある臨時株主総会の招集のための基準日設定である旨が明記されていました。本書提出日である7月30日は、同基準日から3か月が経過した日であり、少なくとも4月30日を基準日とする本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非を確認する株主意思確認総会が開催されないことが確定となり、本書提出日時点では本対応方針に基づく対抗措置の発動による対象者株式の株価の希釈化が回避されたこと、及び対象者株式の株価(終値ベース)が過去1か月間、385円から399円の範囲で推移しているものの、本書提出日現在の応募株券等の総数は買付予定数の上限(17,600,000株)を大きく下回っており、対象者の株主による本公開買付けへの応募を促進するためには公開買付価格を引き上げることが有用であると考えられることから、公開買付者は、7月30日付けで公開買付価格を引き上げることと決定しました(以下「本買付条件変更」といいます。)。但し、本対応方針が撤回又は廃止されたものではないことから、増額幅は本買付条件変更前の公開買付価格である400円に比して、小規模とせざるを得ませんでした。

	2025年7月29日現在、上述の「みん株」では、対象者株式の予想株価を405円としていますが、上述の「IFIS株予報」及びInvesting.comでの対象者株式の予想株価は380円で変わっておりませんでした。三社の予想株価の平均値は388円(小数点以下を四捨五入)であるところ、公開買付者は、388円に対して5.00%のプレミアムである19円(小数点以下を四捨五入)を加えた407円を本買付条件変更後の公開買付価格としました。なお、本対応方針が撤回若しくは廃止された場合、又は本対応方針に基づく対抗措置の発動(その実施が株主の意思確認を条件とする場合を含みます。)が対象者の取締役会により決議された後、同対抗措置としての差別的な条件を付した新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の裁判所の命令が確定した場合には、公開買付価格を増額する可能性があるとの方針に変更はございません。 (3) 本買付条件変更前の公開買付価格である400円は、4月8日の終値を基準として同日までの過去1か月間の終値単純平均値459円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対してのディスカウント率は12.85%となりますが、同日までの過去3か月間の終値単純平均値390円に対してのプレミアム率は2.56%であり、同日までの過去6か月間の終値単純平均値338円に対してのプレミアム率は18.34%です。 (4) 本買付条件変更後の公開買付価格である407円については、本書提出日の前営業日である2025年7月29日の対象者株式の終値である395円に対するプレミアム率は3.04%となります。 また、本買付条件変更後の公開買付価格である407円につき、本公開買付けの公表日である同年5月2日の前営業日である2025年5月1日の対象者株式の終値454円に対してのディスカウント率は10.35%であり、同日までの過去1か月間の終値単純平均値405円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対してのプレミアム率は0.49%であり、同日までの過去3か月間の終値単純平均値417円に対してのディスカウント率は2.40%であり、同日までの過去6か月間の終値単純平均値363円に対してのプレミアム率は12.12%です。 (後略)
--	--

(注1) みん株 https://minkabu.jp/stock/4477/analyst_consensus

(注2) IFIS株予報 <https://kabuyoho.jp/reportTarget?bcode=4477>

(注3) Investing.com <https://jp.investing.com/equities/base-inc-consensus-estimates>

算定の経緯	上記「算定の基礎」と同じです。
-------	-----------------

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	7,040,000,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	4,300,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	7,054,300,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(17,600,000株)に公開買付価格(400円)を乗じた金額を記載しています。

(後略)

(訂正後)

買付代金(円)(a)	7,163,200,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	4,300,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	7,177,500,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(17,600,000株)に公開買付価格(407円)を乗じた金額を記載しています。

(後略)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年8月6日(水曜日)

(訂正後)

2025年8月21日(木曜日)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、立花証券株式会社から信用取引にて対象者株式16,582,700株を買い建てることにより、対象者株式を所有しております。

公開買付者は、S T Mとの間で、2025年5月1日付で、本公開買付応募契約を締結しており、S T M所有株式(S T Mが所有する対象者株式の全て)(合計：3,424,000株、所有割合：3.00%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。この契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、立花証券株式会社から信用取引にて対象者株式16,582,700株を買い建てることにより、対象者株式を所有しております。

公開買付者は、S T Mとの間で、2025年5月1日付で、本公開買付応募契約を締結しており、S T M所有株式(S T Mが所有する対象者株式の全て)(合計：3,424,200株、所有割合：3.00%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。この契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等(法第27条の3第2項第1号に定義された意味を有します。以下も同様とします。)の変更を行ったため、2025年7月30日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年5月7日付「公開買付開始公告」(2025年7月30日付で「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。)の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

以上